

Ⅱ. 調査結果（単純集計）

1 自治体（保険者）の状況について

(1) 第1号介護保険料（基準額）

毎月の第1号介護保険料（基準額）について、調査対象自治体の平均は 3,892 円である。このうち、基準額が最も高い自治体は 5,950 円、最も低い自治体は 2,200 円である。

<設問と結果>

1 貴自治体（保険者）の状況についてお尋ねします
(1) 第1号介護保険料（基準額）は月額いくらですか。

1(1)第1号介護保険料（基準額）（円／月）

平均	3,892
分散(n-1)	361,634
標準偏差	601
最大値	5,950
最小値	2,200
無回答	11
全体	1,192

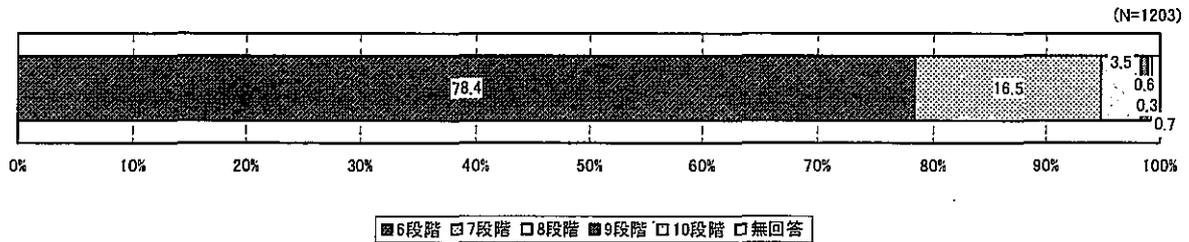
(2) 採用している所得区分段階数

各自治体が採用している所得区分段階数は、「6段階」が 943 自治体で最も多く、全自治体の 78.4%を占める。次いで、「7段階」が 198 自治体で 16.5%、「8段階」が 42 自治体で 3.5%の順となっており、「9段階」と「10段階」は 1.0%に満たない（「9段階」が 0.6%、「10段階」が 0.3%）。

<設問と結果>

(2) 所得区分は何段階を採用していますか。

1(2) 採用している所得区分段階数



1(2) 採用している所得区分段階数... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
6段階	943	78.4
7段階	198	16.5
8段階	42	3.5
9段階	7	0.6
10段階	4	0.3
無回答	9	0.7
全体	1,203	100.0

(3) 所得段階別第1号被保険者数

所得段階別第1号被保険者数について、第1段階の平均は481.2人で合計は576,016人である。第1段階の第1号被保険者数が最も多い自治体は43,274人、最も少ない自治体は0人である。第2段階および第3段階は、それぞれ平均が3,075.4人と2,124.3人、合計が3,681,255人と2,540,634人である。第2段階の第1号被保険者数が最多の自治体は129,603人、第3段階の第1号被保険者数が最多の自治体は121,051人であり、両段階とも第1号被保険者数が最少の自治体は0人である。第4段階は、全段階を通じて第1号被保険者数が最も多く、平均が5,980.4人で合計は7,164,571人に上る。また、第4段階の第1号被保険者数は他段階に比してバラつきが大きく、最も多い自治体では179,705人に達するのに対し、最も少ない自治体では6人であり、分散は121,454,703.6 (標準偏差は11,020.6) である。第5段階および第6段階は、それぞれ平均が4,024.2人と2790.0人、合計が4,821,026人と3,334,071人である。第5段階の第1号被保険者数が最も多い自治体は132,162人、最も少ない自治体は4人であり、同様に第6段階は最多が152,121人で最少が0人である。

<設問と結果>

(3) 所得段階別第1号被保険者数は何人ですか。(平成18年4月1日時点における標準的な6段階設定としたときの第1号被保険者数を記入して下さい。)
※平成18年度の調整交付金の申請に用いた所得段階別第1号被保険者数を参照して下さい。

1 (3) 第1号被保険者数-第1段階

合計	576,016
平均	481
分散(n-1)	4,249,492
標準偏差	2,061
最大値	43,274
最小値	0
無回答	6
全体	1,197

1 (3) 第1号被保険者数-第2段階

合計	3,681,255
平均	3,075
分散(n-1)	51,146,367
標準偏差	7,152
最大値	129,603
最小値	0
無回答	6
全体	1,197

1 (3) 第1号被保険者数-第3段階

合計	2,540,634
平均	2,124
分散(n-1)	29,809,643
標準偏差	5,460
最大値	121,051
最小値	0
無回答	7
全体	1,196

1 (3) 第1号被保険者数-第4段階

合計	7,164,571
平均	5,980
分散(n-1)	121,454,704
標準偏差	11,021
最大値	179,705
最小値	6
無回答	5
全体	1,198

1 (3) 第1号被保険者数-第5段階

合計	4,821,026
平均	4,024
分散(n-1)	68,132,233
標準偏差	8,254
最大値	132,162
最小値	4
無回答	5
全体	1,198

1 (3) 第1号被保険者数-第6段階

合計	3,334,071
平均	2,790
分散(n-1)	63,826,065
標準偏差	7,989
最大値	152,121
最小値	0
無回答	8
全体	1,195

1 (3) 第1号被保険者数-段階別平均

カテゴリー名	n	%
1段階	481	2.6
2段階	3,075	16.6
3段階	2,124	11.5
4段階	5,980	32.4
5段階	4,024	21.8
6段階	2,790	15.1
全体	18,474	100.0

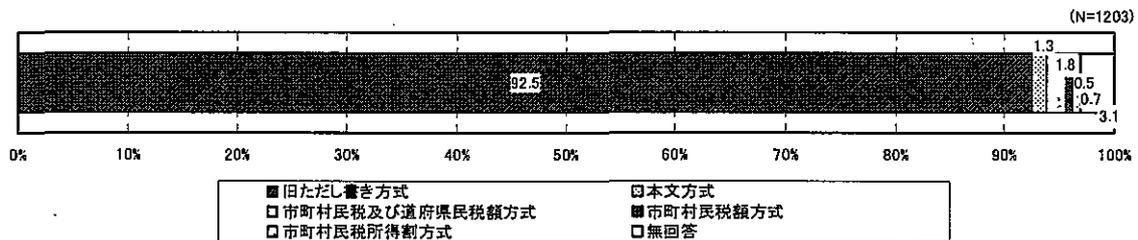
(4) 現在の国民健康保険の賦課方式

現在の国民健康保険の賦課方式について、「旧ただし書き方式」を採用しているのが1,113自治体で最も多く、全自治体の92.5%を占める。次いで、「市町村民税及び道府県民税額方式」を採用しているのが22自治体で1.8%、「本文方式」が16自治体で1.3%の順である。「市町村民税所得割方式」と「市町村民税額方式」は、それぞれ9自治体で0.7%、6自治体で0.5%である。

<設問と結果>

(4) 現在の国民健康保険の賦課方式は、次のどの方式を採用していますか。

1 (4) 現在の国民健康保険の賦課方式



1 (4) 現在の国民健康保険の賦課方式... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
旧ただし書き方式	1,113	92.5
本文方式	16	1.3
市町村民税及び道府県民税額方式	22	1.8
市町村民税額方式	6	0.5
市町村民税所得割方式	9	0.7
無回答	37	3.1
全体	1,203	100.0

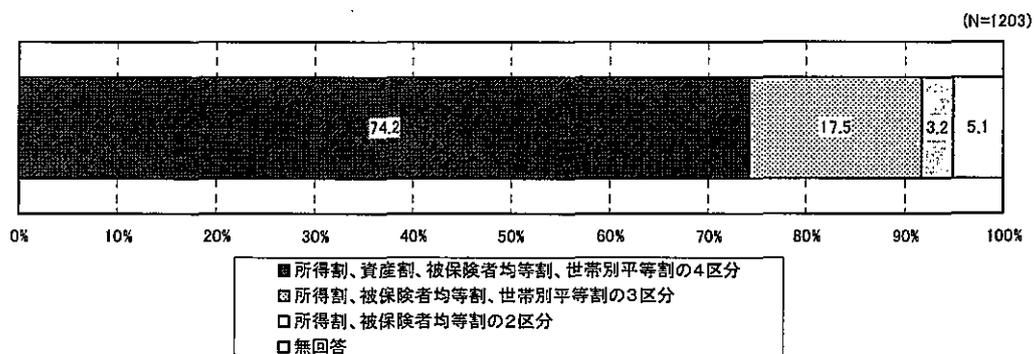
(5) 現在の国民健康保険料（税）の賦課区分

現在の国民健康保険料（税）の賦課方式について、最も多くの自治体が採用しているのは「所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分」で、全自治体の74.2%（893自治体）を占める。「所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分」を採用しているのは210自治体で17.5%、「所得割、被保険者均等割の2区分」を採用しているのは39自治体で3.2%である。

<設問と結果>

(5) 現在の国民健康保険料（税）の賦課区分は、次のどの区分を採用していますか。

1 (5) 現在の国民健康保険料（税）の賦課区分



1 (5) 現在の国民健康保険料（税）の賦課区分... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分	893	74.2
所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分	210	17.5
所得割、被保険者均等割の2区分	39	3.2
無回答	61	5.1
全体	1,203	100.0

2 現在の介護保険料の賦課方式について

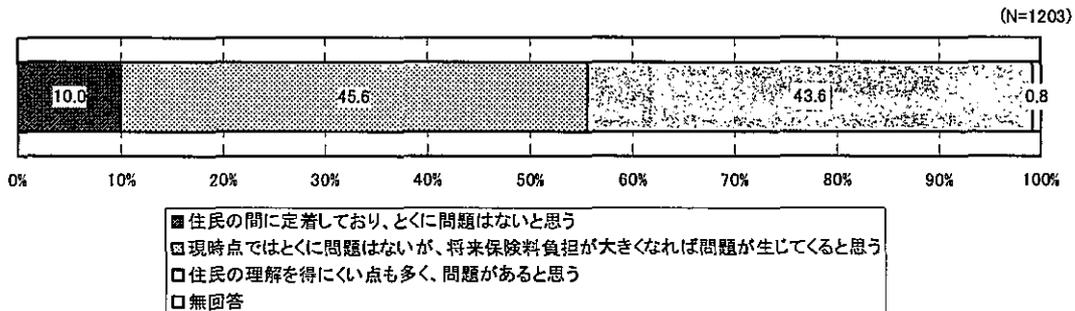
(1) 現在の介護保険料の賦課方式についての認識

現在の介護保険料の賦課方式についての認識を尋ねたところ、「住民の間に定着しており、とくに問題はないと思う」と回答したのは、120自治体で全自治体の10.0%に過ぎず、残り約90%の自治体は現時点あるいは将来において、何らかの問題がある／生じると考えている（「現時点ではとくに問題はないが、将来保険料負担が大きくなれば問題が生じてくると思う」が548自治体で45.6%、「住民の理解を得にくい点も多く、問題があると思う」が525自治体で43.6%）。

<設問と結果>

2 現在の介護保険料の賦課方式についてお尋ねします。
(1) どのような認識をお持ちですか。

2(1) 現在の介護保険料の賦課方式についての認識



2(1) 現在の介護保険料の賦課方式についての認識... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
住民の間に定着しており、とくに問題はないと思う	120	10.0
現時点ではとくに問題はないが、将来保険料負担が大きくなれば問題が生じてくると思う	548	45.6
住民の理解を得にくい点も多く、問題があると思う	525	43.6
無回答	10	0.8
全体	1,203	100.0

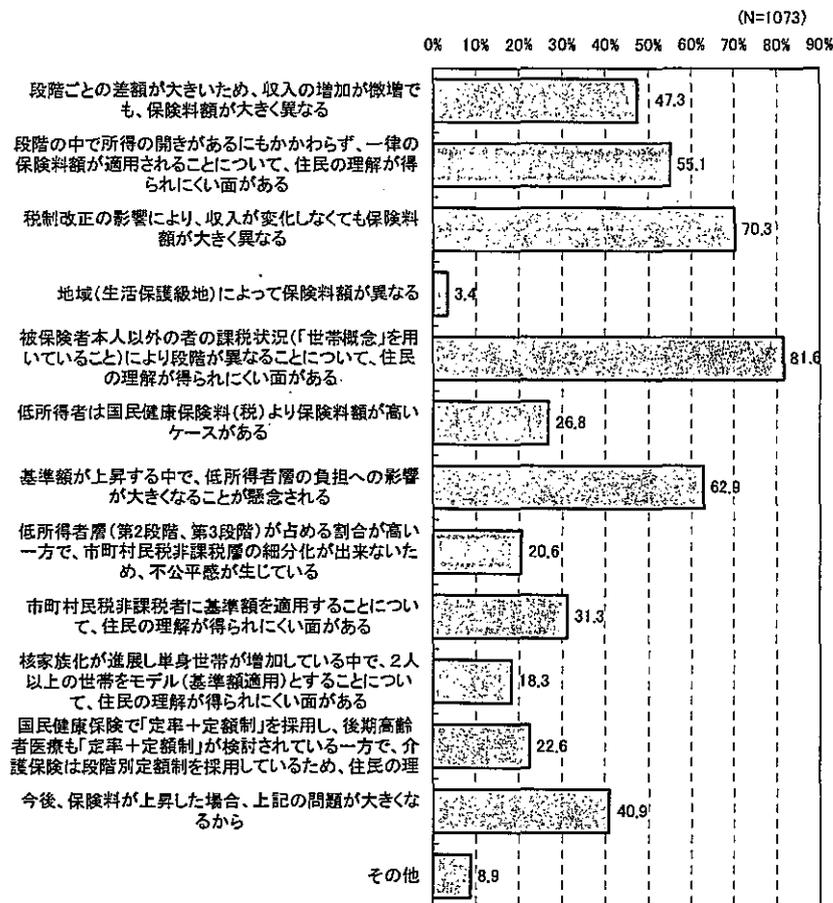
(2) 現在の介護保険料の賦課方式の問題点

(1)で現在の介護保険料の賦課方式に問題があると回答した 1,073 自治体に対し、具体的な問題点を複数回答で尋ねたところ、最も多くの自治体を選択したのは「被保険者本人以外の者の課税状況（「世帯概念」を用いていること）により段階が異なることについて、住民の理解が得られにくい面がある」で 81.6%（876 自治体）を占める。次いで、「税制改正の影響により、収入が変化しなくても保険料額が大きく異なる」を選択したのが 754 自治体で 70.3%、「基準額が上昇する中で、低所得者層の負担への影響が大きくなる」ことが懸念される」が 675 自治体で 62.9%、「段階の中で所得の開きがあるにもかかわらず、一律の保険料額が適用されることについて、住民の理解が得られにくい面がある」が 591 自治体で 55.1%である。

<設問と結果>

(2) 問題とはどのようなものですか。(複数回答可)

2(2) 現在の介護保険料の賦課方式の問題点... (複数回答)



2(2) 現在の介護保険料の賦課方式の問題点... (複数回答)

カテゴリー名	n	%
段階ごとの差額が大きいため、収入の増加が微増でも、保険料額が大きく異なる	508	47.3
段階の中で所得の開きがあるにもかかわらず、一律の保険料額が適用されることについて、住民の理解が得られにくい面がある	591	55.1
税制改正の影響により、収入が変化しなくても保険料額が大きく異なる	754	70.3
地域（生活保護級地）によって保険料額が異なる	37	3.4
被保険者本人以外の者の課税状況（「世帯概念」を用いていること）により段階が異なることについて、住民の理解が得られにくい面がある	876	81.6
低所得者は国民健康保険料（税）より保険料額が高いケースがある	288	26.8
基準額が上昇する中で、低所得者層の負担への影響が大きくなることが懸念される	675	62.9
低所得者層（第2段階、第3段階）が占める割合が高い一方で、市町村民税非課税層の細分化が出来ないため、不公平感が生じている	221	20.6
市町村民税非課税者に基準額を適用することについて、住民の理解が得られにくい面がある	336	31.3
核家族化が進み単身世帯が増加している中で、2人以上の世帯をモデル（基準額適用）とすることについて、住民の理解が得られにくい面がある	196	18.3
国民健康保険で「定率+定額制」を採用し、後期高齢者医療も「定率+定額制」が検討されている一方で、介護保険は段階別定額制を採用しているため、住民の理解が得られにくい面がある	242	22.6
今後、保険料が上昇した場合、上記の問題が大きくなるから	439	40.9
その他	95	8.9
全体	1,073	100.0

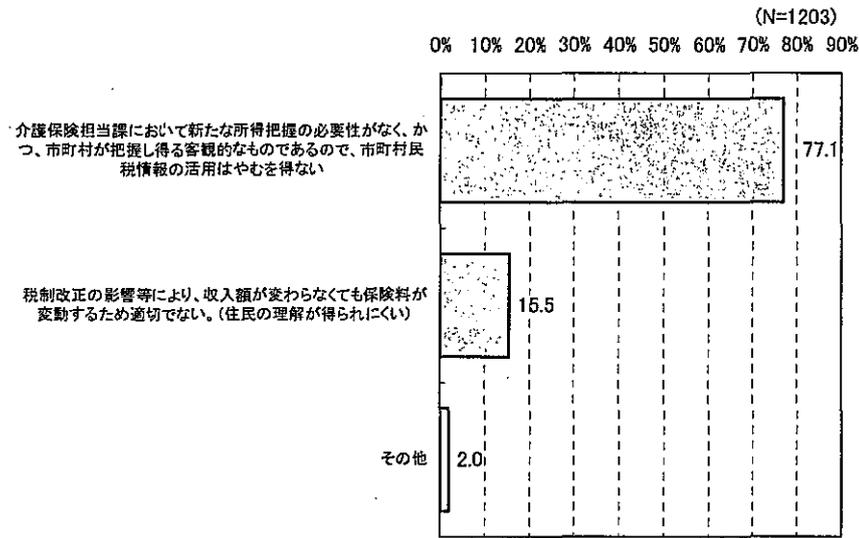
(3) 現行の介護保険料が市町村民税情報をもとに賦課していることについての認識

現行の介護保険料が市町村民税情報をもとに賦課していることについての認識を尋ねたところ、「介護保険担当課において新たな所得把握の必要性がなく、かつ、市町村が把握し得る客観的なものであるので、市町村民税情報の活用はやむを得ない」と容認しているのは927自治体で77.1%を占める。他方、「税制改正の影響等により、収入額が変わらなくても保険料が変動するため適切でない。（住民の理解が得られにくい）」と否定的に捉えている自治体は15.5%（186自治体）である。

<設問と結果>

(3) 現行の介護保険料は市町村民税情報をもとに賦課していますが、どのような認識をお持ちですか。

2(3) 現行の介護保険料が市町村民税情報をもとに賦課していることについての認識



2(3) 現行の介護保険料が市町村民税情報をもとに賦課していることについての認識... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
介護保険担当課において新たな所得把握の必要性がなく、かつ、市町村が把握し得る客観的なものであるため、市町村民税情報の活用はやむを得ない	927	77.1
税制改正の影響等により、収入額が変わらなくても保険料が変動するため適切でない。(住民の理解が得られにくい)	186	15.5
その他	24	2.0
全体	1,203	100.0

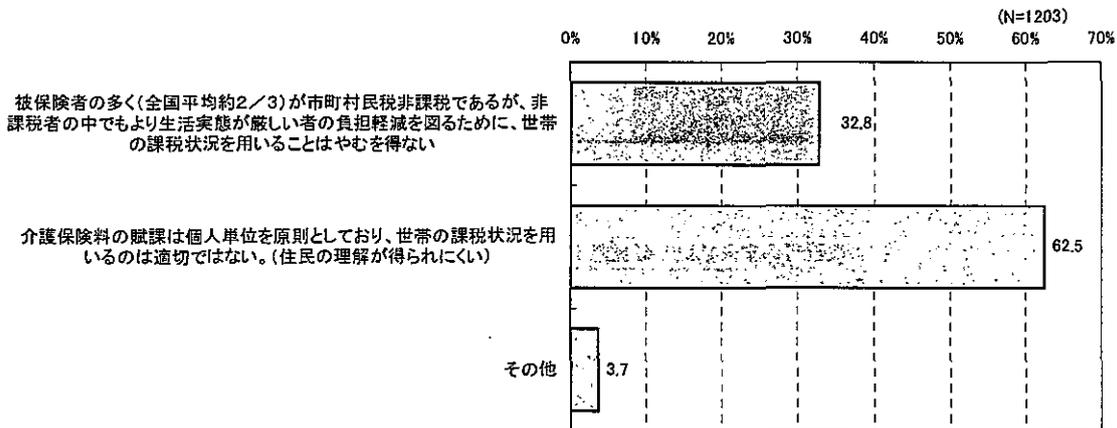
(4) 現在、非課税層の負担軽減を図るため世帯の課税状況を用いていることについての認識

現在、非課税層の負担軽減を図るため世帯の課税状況を用いていることについての認識を尋ねたところ、「介護保険料の賦課は個人単位を原則としており、世帯の課税状況を用いるのは適切ではない。(住民の理解が得られにくい)」と否定的に捉えているのは752自治体で全自治体の62.5%を占める。一方、「被保険者の多く(全国平均約2/3)が市町村民税非課税であるが、非課税者の中でもより生活実態が厳しい者の負担軽減を図るために、世帯の課税状況を用いることはやむを得ない」と容認している自治体は3割程度(394自治体で32.8%)である。

<設問と結果>

(4) 現在、非課税層の負担軽減を図るため世帯の課税状況を用いていますが、どのような認識をお持ちですか。

2(4) 現在、非課税層の負担軽減を図るため世帯の課税状況を用いていることについての認識



2(4) 現在、非課税層の負担軽減を図るため世帯の課税状況を用いていることについての認識... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
被保険者の多く(全国平均約2/3)が市町村民税非課税であるが、非課税者の中でもより生活実態が厳しい者の負担軽減を図るために、世帯の課税状況を用いることはやむを得ない	394	32.8
介護保険料の賦課は個人単位を原則としており、世帯の課税状況を用いるのは適切ではない。(住民の理解が得られにくい)	752	62.5
その他	45	3.7
全体	1,203	100.0

3 介護保険料の賦課方式の見直しについて

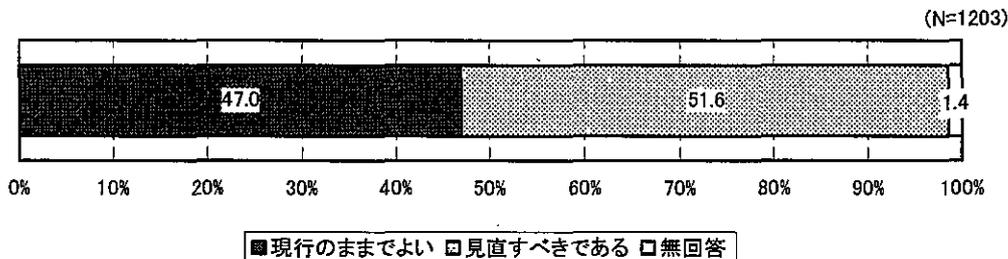
(1) 現在の賦課方式（段階別定額制）の見直しについての考え

現在の賦課方式（段階別定額制）の見直しについての考えを尋ねたところ、「現行のまままでよい」と回答し、見直しに否定的な考えを示したのは565自治体で全自治体の47.0%を占める。他方、「見直すべきである」と見直しに賛同した自治体は51.6%（621自治体）であり、回答割合はほぼ拮抗している。

<設問と結果>

3 介護保険料の賦課方式の見直しについてお尋ねします。
 (1) 現在の賦課方式（段階別定額制）を見直すべきとの意見がありますが、このことについてどう思われますか。

3(1) 現在の賦課方式（段階別定額制）の見直しについての考え



3(1) 現在の賦課方式（段階別定額制）の見直しについての考え... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
現行のまままでよい	565	47.0
見直すべきである	621	51.6
無回答	17	1.4
全体	1,203	100.0

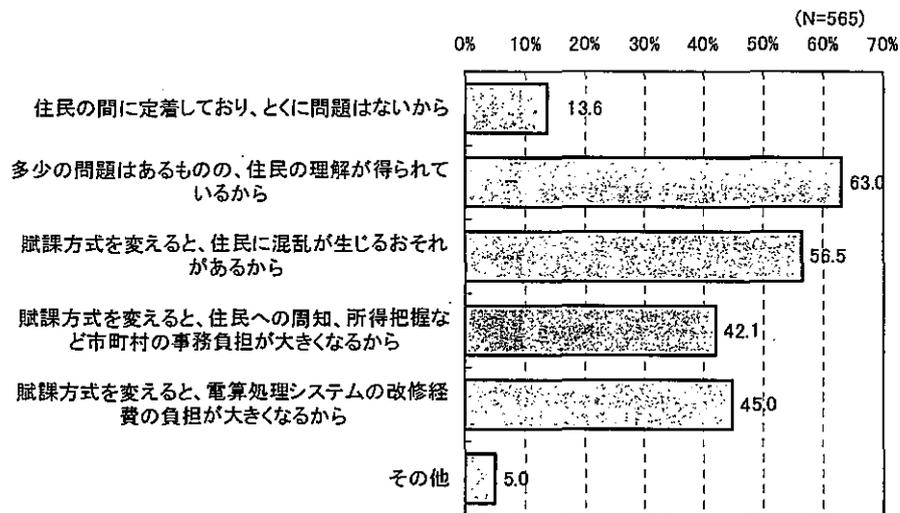
(2) 賦課方式が「現行のままでよい」理由

(1)で「現行のままでよい」と回答した 565 自治体に対し、「現行のままでよい」理由を複数回答で尋ねたところ、「多少の問題はあるものの、住民の理解が得られているから」と現行制度を容認しているのは 356 自治体で 63.0%を占める。他方、見直しに伴う負担を考慮し、「賦課方式を変えると、住民に混乱が生じるおそれがあるから」と回答した自治体は 56.5% (319 自治体)、「賦課方式を変えると、電算処理システムの改修経費の負担が大きくなるから」は 45.0% (254 自治体)、「賦課方式を変えると、住民への周知、所得把握など市町村の事務負担が大きくなるから」は 42.1% (238 自治体)である。「住民の間に定着しており、とくに問題はないから」と、現行制度を肯定的に捉えているのは 77 自治体で 13.6%である。

<設問と結果>

(2) 「現行のままでよい」理由は何ですか。(複数回答可)

3(2) 「現行のままでよい」理由... (複数回答)



3(2) 「現行のままでよい」理由... (複数回答)

カテゴリー名	n	%
住民の間に定着しており、とくに問題はないから	77	13.6
多少の問題はあるものの、住民の理解が得られているから	356	63.0
賦課方式を変えると、住民に混乱が生じるおそれがあるから	319	56.5
賦課方式を変えると、住民への周知、所得把握など市町村の事務負担が大きくなるから	238	42.1
賦課方式を変えると、電算処理システムの改修経費の負担が大きくなるから	254	45.0
その他	28	5.0
全体	565	100.0

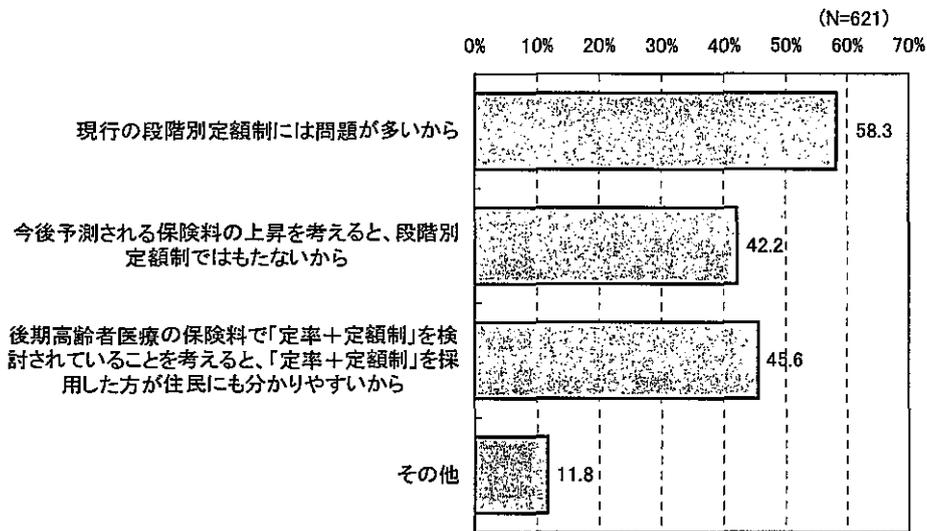
(3) 賦課方式を「見直すべきである」理由

(1)で「見直すべきである」と回答した621自治体に対し、「見直すべきである」理由を複数回答で尋ねたところ、最も多いのは「現行の段階別定額制には問題が多いから」で58.3% (362自治体) を占める。次いで、「後期高齢者医療の保険料で『定率+定額制』を検討されていることを考えると、『定率+定額制』を採用した方が住民にも分かりやすいから」が283自治体で45.6%、「今後予測される保険料の上昇を考えると、段階別定額制ではもたないから」が262自治体で42.2%である。

<設問と結果>

(3) 「見直すべきである」理由は何ですか。(複数回答可)

3(3) 「見直すべきである」理由... (複数回答)



3(3) 「見直すべきである」理由... (複数回答)

カテゴリー名	n	%
現行の段階別定額制には問題が多いから	362	58.3
今後予測される保険料の上昇を考えると、段階別定額制ではもたないから	262	42.2
後期高齢者医療の保険料で「定率+定額制」を検討されていることを考えると、「定率+定額制」を採用した方が住民にも分かりやすいから	283	45.6
その他	73	11.8
全体	621	100.0

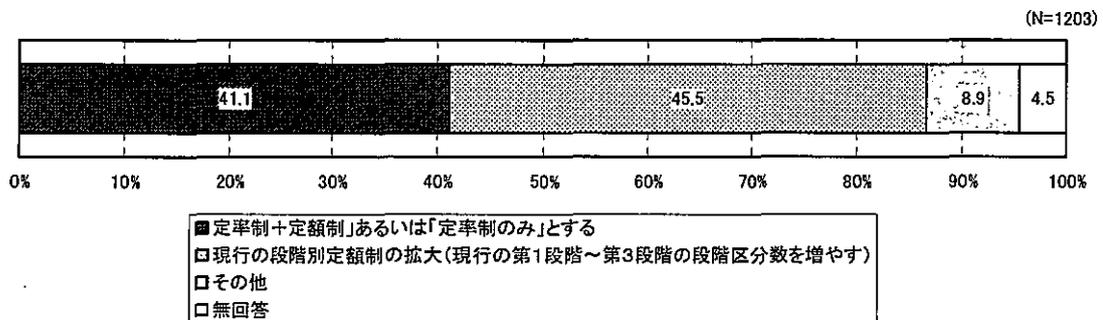
4 賦課方式を見直すとした場合、妥当と思う見直し方法について

賦課方式を見直すとした場合、妥当と思う見直し方法について尋ねたところ、「『定率制+定額制』あるいは『定率制のみ』とする」と回答し、「定率制」の導入を支持したのが495自治体で41.1%を占める。他方、「現行の段階別定額制の拡大（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）」と定額制の変更を選択した自治体は45.5%（547自治体）であり、回答割合はほぼ拮抗している。

<設問と結果>

4 賦課方式を見直すとした場合、どのような見直しが妥当だと思いますか。

4 賦課方式を見直すとした場合、妥当と思う見直し方法



4 賦課方式を見直すとした場合、妥当と思う見直し方法... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
「定率制+定額制」あるいは「定率制のみ」とする	495	41.1
現行の段階別定額制の拡大（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）	547	45.5
その他	107	8.9
無回答	54	4.5
全体	1,203	100.0

5 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合について

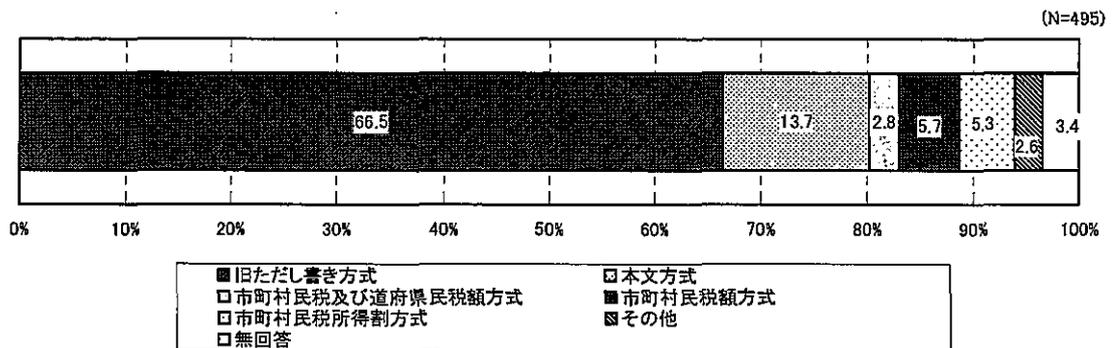
(1) 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、妥当と思う賦課方式

4で『定率制+定額制』あるいは『定率制のみ』とする」と回答した495自治体に対し、「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、妥当と思う賦課方式について尋ねたところ、最も多くの自治体を選択したのは「旧ただし書き方式」であり、66.5% (329自治体) を占める。次いで、「本文方式」が68自治体で13.7%、「市町村民税額方式」が28自治体で5.7%、「市町村民税所得割方式」が26自治体で5.3%である。

<設問と結果>

5 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、次のような論点が想定されますのでお尋ねします。
(1) どのような賦課方式が妥当と思われますか。

5(1) 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、妥当と思う賦課方式



5(1) 「定率+定額制」あるいは「定率制のみ」を採用するとした場合、妥当と思う賦課方式... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
旧ただし書き方式	329	66.5
本文方式	68	13.7
市町村民税及び道府県民税額方式	14	2.8
市町村民税額方式	28	5.7
市町村民税所得割方式	26	5.3
その他	13	2.6
無回答	17	3.4
全体	495	100.0

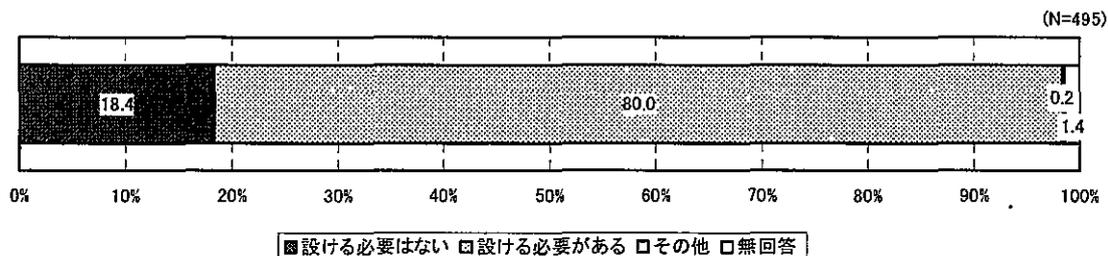
(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率+定額制」とする）必要性

4で『定率制+定額制』あるいは『定率制のみ』とする」と回答した495自治体に対し、応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率+定額制」とする）必要性についての考えを尋ねたところ、「設ける必要がある」と回答したのは396自治体で80.0%を占める。他方、「設ける必要はない」と回答した自治体は18.4%（91自治体）である。

<設問と結果>

(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率+定額制」とする）必要があると思われますか。

5(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率+定額制」とする）必要性についての考え



5(2) 応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の2つの区分を設ける（「定率+定額制」とする）必要性についての考え...（単数回答）

カテゴリー名	n	%
設ける必要はない	91	18.4
設ける必要がある	396	80.0
その他	1	0.2
無回答	7	1.4
全体	495	100.0

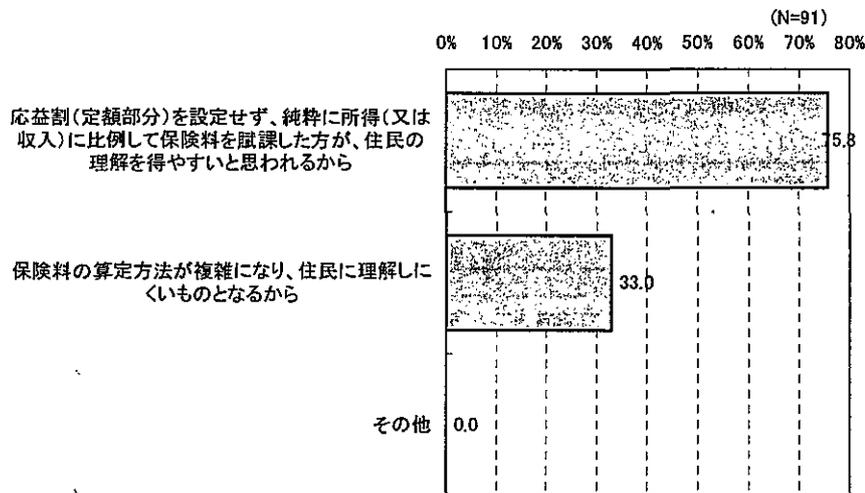
(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由

(2)で「設ける必要はない」と回答した91自治体に対し、2つの区分を設ける必要はないと考える理由を複数回答で尋ねたところ、「応益割(定額部分)を設定せず、純粋に所得(又は収入)に比例して保険料を賦課した方が、住民の理解を得やすいと思われるから。」を選択したのは69自治体で75.8%を占める。他方、「保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものとなるから。」を選択した自治体は33.0%(30自治体)である。

<設問と結果>

(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由は何ですか。

5(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由



5(3) 2つの区分を「設ける必要はない」理由...(単数回答)

カテゴリー名	n	%
応益割(定額部分)を設定せず、純粋に所得(又は収入)に比例して保険料を賦課した方が、住民の理解を得やすいと思われるから	69	75.8
保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものとなるから	30	33.0
その他	0	0.0
全体	91	100.0

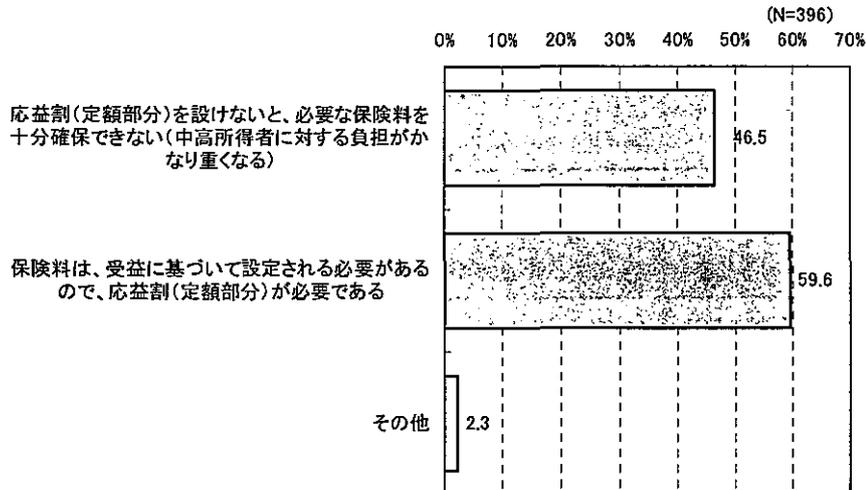
(4) 2つの区分を「設ける」理由

(2)で「設ける必要がある」と回答した 396 自治体に対し、2つの区分を設ける必要があると考える理由を複数回答で尋ねたところ、「保険料は、受益に基づいて設定される必要があるので、応益割（定額部分）が必要である」を選択したのは 236 自治体で 59.6%を占める。他方、「応益割（定額部分）を設けないと、必要な保険料を十分確保できない（中高所得者に対する負担がかなり重くなる）」を選択した自治体は 46.5%（184 自治体）である。

<設問と結果>

(4) 2つの区分を「設ける」理由は何ですか。

5(4) 2つの区分を「設ける」理由



5(4) 2つの区分を「設ける」理由... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
応益割（定額部分）を設けないと、必要な保険料を十分確保できない（中高所得者に対する負担がかなり重くなる）	184	46.5
保険料は、受益に基づいて設定される必要があるので、応益割（定額部分）が必要である	236	59.6
その他	9	2.3
全体	396	100.0

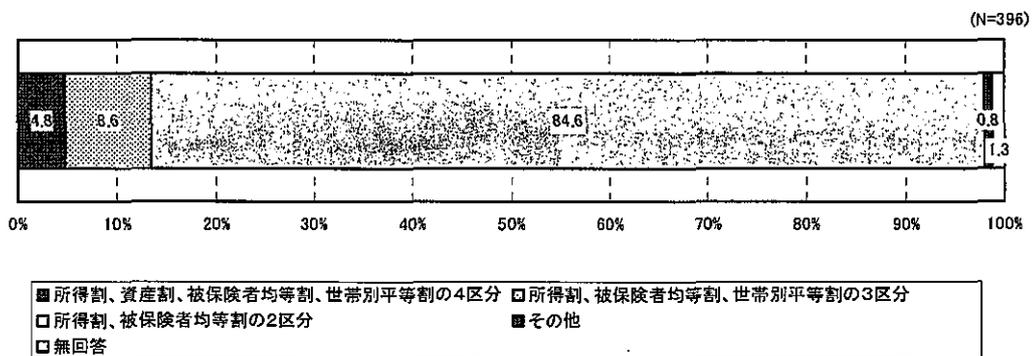
(5) 2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式

(2)で「設ける必要がある」と回答した 396 自治体に対し、2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式について尋ねたところ、最も多いのは「所得割、被保険者均等割の2区分」で、84.6%（335自治体）を占める。次いで、「所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分」が 34自治体で 8.6%、「所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分」が 19自治体で 4.8%である。

<設問と結果>

(5) 2つの区分を設けることとした場合、応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式は、次のどれが妥当と思われますか。

5(5) 2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式



5(5) 2つの区分を設けることとした場合、妥当と思う応益割（定額部分）、応能割（定率部分）の組み合わせ方式... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4区分	19	4.8
所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3区分	34	8.6
所得割、被保険者均等割の2区分	335	84.6
その他	3	0.8
無回答	5	1.3
全体	396	100.0

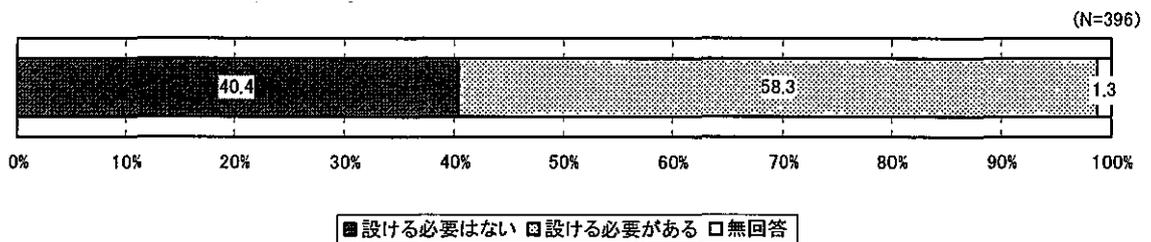
(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え

(2)で「設ける必要がある」と回答した 396 自治体に対し、低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考えを尋ねたところ、「設ける必要がある」と回答したのは 231 自治体で 58.3%である。他方、「設ける必要はない」と回答した自治体は 40.4%（160 自治体）である。

<設問と結果>

(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けるべきだと思いますか。

5(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え



5(6) 低所得者への配慮として、応益割（定額部分）に負担軽減措置を設けることについての考え... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
設ける必要はない	160	40.4
設ける必要がある	231	58.3
無回答	5	1.3
全体	396	100.0

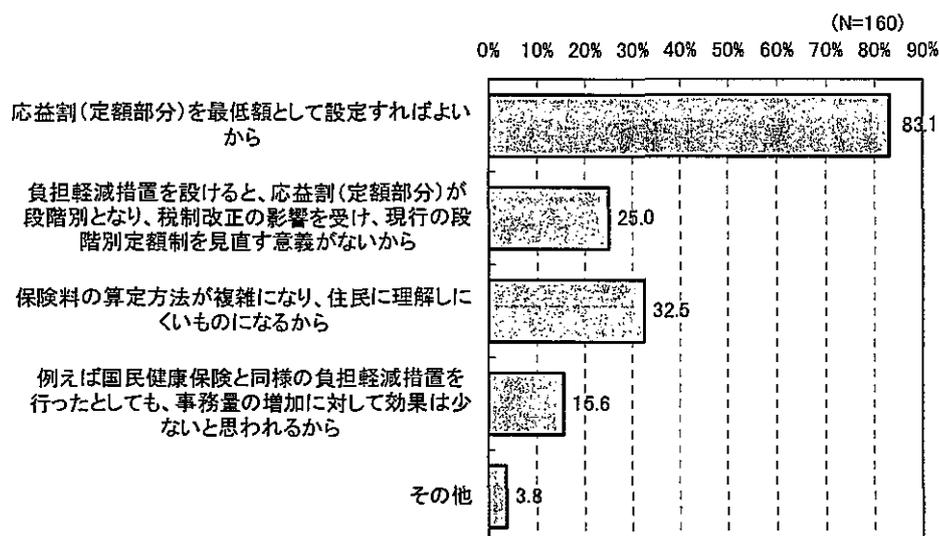
(7) 「設ける必要はない」理由

(6)で「設ける必要はない」と回答した160自治体に対し、設ける必要はない理由を複数回答で尋ねたところ、もっとも多いのは「応益割（定額部分）を最低額として設定すればよいから」であり、83.1%（133自治体）が選択した。次いで、「保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものになるから」が52自治体で32.5%、「負担軽減措置を設けると、応益割（定額部分）が段階別となり、税制改正の影響を受け、現行の段階別定額制を見直す意義がないから」が40自治体で25.0%の順である。

<設問と結果>

(7) 「設ける必要はない」理由は何ですか。（複数回答可）

5(7) 「設ける必要はない」理由... (複数回答)



5(7) 「設ける必要はない」理由... (複数回答)

カテゴリー名	n	%
応益割（定額部分）を最低額として設定すればよいから	133	83.1
負担軽減措置を設けると、応益割（定額部分）が段階別となり、税制改正の影響を受け、現行の段階別定額制を見直す意義がないから	40	25.0
保険料の算定方法が複雑になり、住民に理解しにくいものになるから	52	32.5
例えば国民健康保険と同様の負担軽減措置を行ったとしても、事務量の増加に対して効果は少ないと思われるから	25	15.6
その他	6	3.8
全体	160	100.0

6 段階別定額制を拡大した（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）場合について

(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え

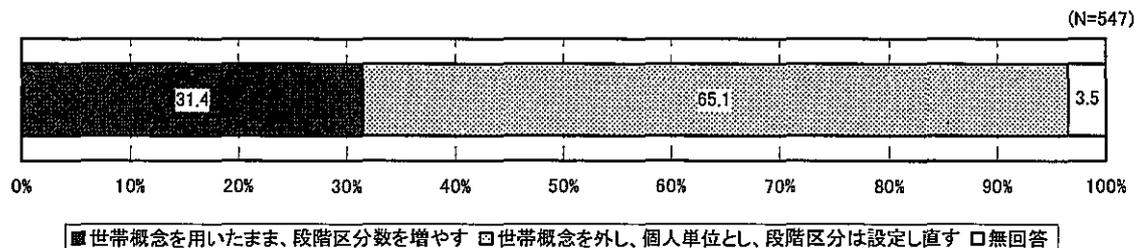
4で「現行の段階別定額制の拡大（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）」と回答した547自治体に対し、段階区分数を増やすとした場合の「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考えを尋ねたところ、「世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す」と回答したのが356自治体で65.1%を占める。他方、「世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす」と回答した自治体は31.4%（172自治体）である。

<設問と結果>

6 段階別定額制を拡大した（現行の第1段階～第3段階の段階区分数を増やす）場合、次のような論点が想定されますのでお尋ねします。

(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いはどうしますか。

6(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え



6(1) 段階区分数を増やすとした場合、「世帯概念」（被保険者本人以外の課税状況）の取扱いについての考え...（単数回答）

カテゴリー名	n	%
世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす	172	31.4
世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す	356	65.1
無回答	19	3.5
全体	547	100.0

(2) 現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数

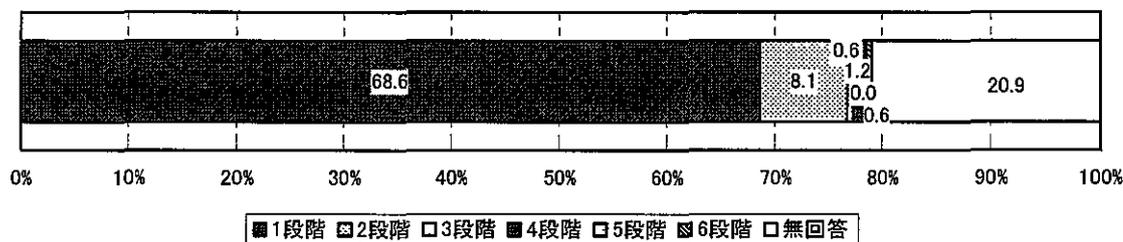
(1)で「世帯概念を用いたまま、段階区分数を増やす」と回答した172自治体に対し、現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数を尋ねたところ、最も多いのは「1段階」であり、68.6%（118自治体）を占める。次いで「2段階」が14自治体で8.1%、「4段階」が2自治体で1.2%の順となっており、「3段階」と「6段階」は共に1自治体で0.6%である。

<設問と結果>

(2) 現行の第1段階から第3段階について、段階区分をいくつ増やし、具体的にはどの程度が妥当だと思いますか。

6(2) 現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数

(N=172)



6(2) 現行の第1段階から第3段階について、妥当と思う増やす段階区分数… (単数回答)

カテゴリー名	n	%
1段階	118	68.6
2段階	14	8.1
3段階	1	0.6
4段階	2	1.2
5段階	0	0.0
6段階	1	0.6
無回答	36	20.9
全体	172	100.0

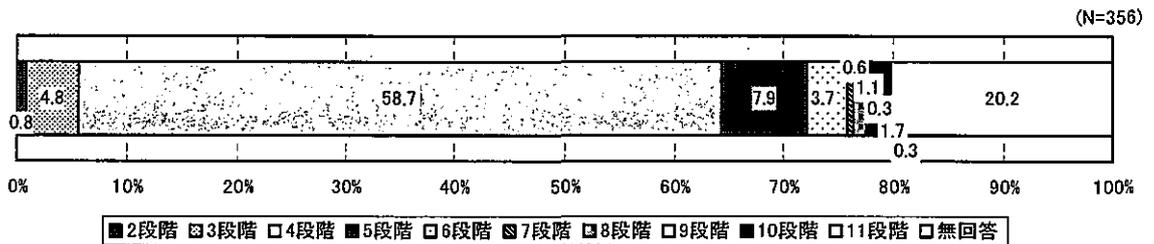
(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数

(1)で「世帯概念を外し、個人単位とし、段階区分は設定し直す。」と回答した 356 自治体に対し、世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数を尋ねたところ、最も多いのは「4段階」であり、58.7% (209 自治体) を占める。次いで「5段階」が 28 自治体で 7.9%、「3段階」が 17 自治体で 4.8%、「6段階」が 13 自治体で 3.7%の順である。

<設問と結果>

(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、段階区分数をいくつに分け、具体的にはどの程度が妥当だと思いますか。

6(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数



6(3) 世帯概念を外した場合、市町村民税非課税者について、妥当と思う段階区分数.. (単数回答)

カテゴリー名	n	%
1段階	0	0.0
2段階	3	0.8
3段階	17	4.8
4段階	209	58.7
5段階	28	7.9
6段階	13	3.7
7段階	2	0.6
8段階	4	1.1
9段階	1	0.3
10段階	6	1.7
11段階	1	0.3
無回答	72	20.2
全体	356	100.0

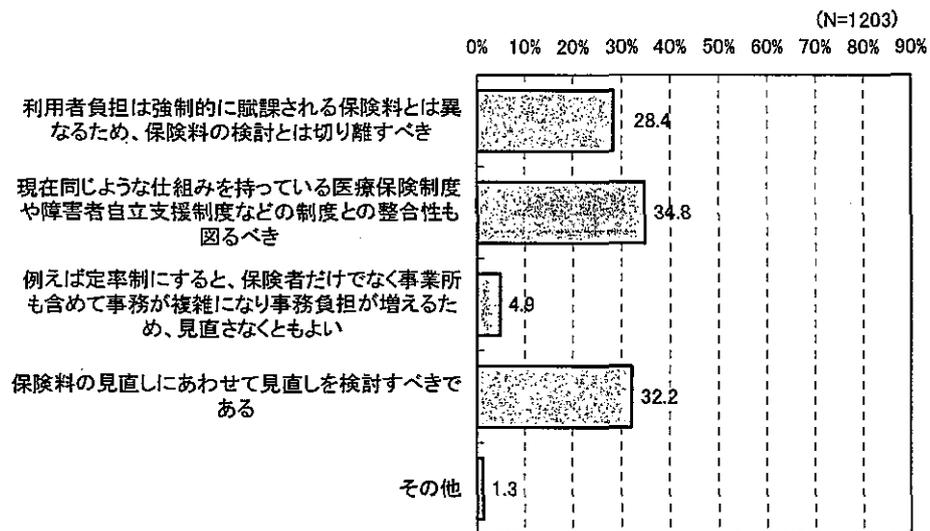
7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考え

介護保険料の賦課方式を見直した場合の、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考えを尋ねたところ、「現在同じような仕組みを持っている医療保険制度や障害者自立支援制度などの制度との整合性も図るべき」と回答したのが 419 自治体で 34.8% を占める。また、「保険料の見直しにあわせて見直しを検討すべきである」という回答が 32.2% (387 自治体)、「利用者負担は強制的に賦課される保険料とは異なるため、保険料の検討とは切り離すべき」が 28.4% (342 自治体) である。

<設問と結果>

7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係をどのようにお考えですか。

7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考え



7 介護保険料の賦課方式を見直した場合、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の利用者負担段階との関係についての考え... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
利用者負担は強制的に賦課される保険料とは異なるため、保険料の検討とは切り離すべき	342	28.4
現在同じような仕組みを持っている医療保険制度や障害者自立支援制度などの制度との整合性も図るべき	419	34.8
例えば定率制にすると、保険者だけでなく事業所も含めて事務が複雑になり事務負担が増えるため、見直さなくともよい	59	4.9
保険料の見直しにあわせて見直しを検討すべきである	387	32.2
その他	16	1.3
全体	1,203	100.0

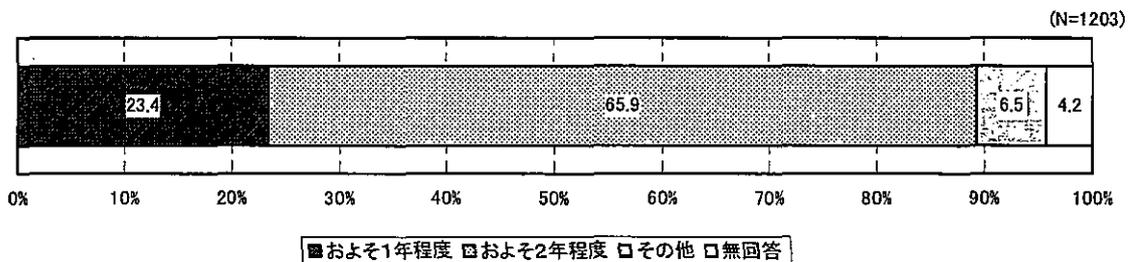
8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間

介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間について尋ねたところ、「およそ2年程度」が最も多く、793自治体で65.9%を占める。「およそ1年程度」と回答したのは281自治体で23.4%である。

<設問と結果>

8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、どのぐらいの準備期間が必要ですか (予算の確保、システム業者との契約なども含めて)。

8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間



8 介護保険料の賦課方式を見直した場合、国が方針を決定してから、住民への周知や電算処理システムの改修など、必要な準備期間... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
およそ1年程度	281	23.4
およそ2年程度	793	65.9
その他	78	6.5
無回答	51	4.2
全体	1,203	100.0

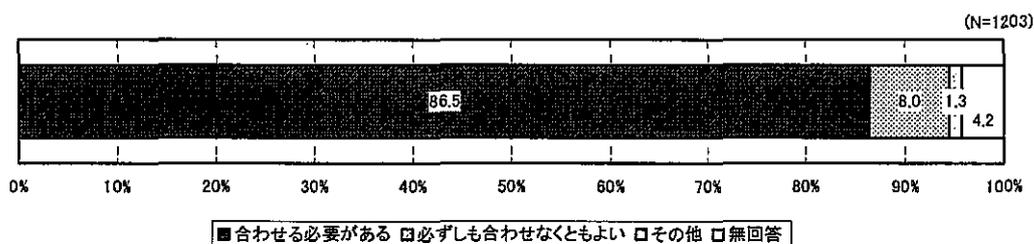
9 介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え

介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考えについて尋ねたところ、「合わせる必要がある」という回答が1040自治体であり、全体の86.5%を占める。他方、「必ずしも合わせなくともよい」と回答した自治体は8% (96自治体) である。

<設問と結果>

9 介護保険料の賦課方式の変更は、介護保険事業計画の始期と合わせる必要があるとお考えですか。

9 介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え



9 介護保険料の賦課方式の変更の、介護保険事業計画の始期と合わせる必要性についての考え... (単数回答)

カテゴリー名	n	%
合わせる必要がある	1040	86.5
必ずしも合わせなくともよい	96	8.0
その他	16	1.3
無回答	51	4.2
全体	1,203	100.0